

第12編 下水道編

第1章 下水道

第1節 通 則

県で施工する下水道工事については、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道土木工事必携（案）」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。